

# 鹿児島県内科医会会則

## 第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は鹿児島県内科医会と称する。  
第2条 本会は事務所を鹿児島県医師会館内におく。

## 第2章 目的

- 第3条 本会は、鹿児島県医師会及び日本臨床内科医会と緊密な連携を保ち、臨床内科学の発展を図り、もって国民医療の向上を期することを目的とする。

## 第3章 会員

- 第4条 本会は県医師会員にして本会の趣旨に賛同した内科を標榜する医師を会員とする。会員は同時に日本臨床内科医会（日臨内）会員であることとする。  
第5条 入会、退会を希望するものは所属する郡、市内科医会を経て届出なければならない。

## 第4章 役員

- 第6条 本会に下記の役員、評議員をおく。尚顧問若干名をおくことができる。
- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 役員        |     |
| 会長          | 1 名 |
| 副会長         | 2 名 |
| 理事（常任理事を含む） | 若干名 |
| 監事          | 2 名 |
| 2 評議員       | 若干名 |
- 第7条 役員は総会において選挙又は推薦により選出する。
- 常任理事は会長が指名する。
  - 役員に欠員を生じたときは、評議員会で補欠選挙を行なう。
  - 顧問は理事会で推薦する。
- 第8条 役員、評議員並びに顧問の任期は2カ年とする。  
第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
  - 理事は会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
- 第10条 評議員は会長の諮問に答え、意見を述べることができる。  
第11条 監事は会計、会務を監査する。  
第12条 顧問は会長の諮問に答え、意見を述べることができる。

## 第5章 会議

- 第13条 本会の会議を理事会、常任理事会、評議員会、総会及び学会、日臨内認定医会の6種とする。  
第14条 理事会、常任理事会、評議員会、総会及び学会、日臨内認定医会は必要に応じそれぞれ会議を催すことができる。  
第15条 評議員会及び総会にて前年度の会計報告を行なう。

## 第6章 会計及び会費

- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。  
第17条 本会の経費は会員の負担金、補助金及びその他をもってこれにあてる。  
（附 記）  
第18条 本会に事務員をおくことができる。

第一次改訂 昭和49年6月 第二次改訂 昭和54年6月  
第三次改訂 昭和61年7月 第四次改訂 平成11年6月